

# 市民協働サロンの手引き

市民活動団体等の皆様が、市民活動や協働についての話し合いや情報の受発信を行うための場です。

※ この手引きにおける「市民活動団体等」とは、営利を目的とせず、かつ、公益活動を行う（行おうとしている）市民、特定非営利活動法人、公益法人、学校法人、企業等をいいます。

## 1 場所

武蔵野市役所 西棟 7階

〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号

## 2 所管する部署

市民部市民活動推進課コミュニティ推進係

電話番号 0422-60-1830（直通）

## 3 開館日及び時間

### (1) 開所日

市役所開庁日

### (2) 開所時間

月～金曜日 午前8時30分から午後5時まで

## 4 機能

(1) 市民活動・協働のための打ち合わせ・情報交換の場

(2) 市民活動・協働に関する情報の発信・閲覧の場

## 5 設備

(1) 交流コーナー（丸テーブルと椅子）

(2) チラシ・パンフレットラック

(3) ポスター掲示板

## 6 設備の利用方法

(1) 交流コーナー

利用料・予約不要で、配架してある資料の閲覧・コピー（実費）ができます。

また、隣接している市政資料コーナーには閲覧用パソコン（予約不要）が設置しており、インターネット検索・閲覧が可能です（印刷することはできません）。

限られたスペースですので、長時間占有することなく、節度を持ち、お互いに譲り合い、市政資料コーナー利用者に配慮してご利用ください。

※ 飲食については、ペットボトルや水筒など、密閉可能な蓋つき容器に入った飲み物に限り、可能ですが、市政資料コーナー内では禁止です。

※ 市の事業等で使用する場合はご利用いただけません。

※ お帰りの際は、机や椅子などを元の状態に戻してください。

※ ごみ等はすべてお持ち帰りください。

## ② チラシ・パンフレットラック・ポスター掲示板

市役所来庁者に有益な内容であれば、市民であるかを問わず、どなたでもご利用いただけます。ただし、内容が宗教的・政治的・営利目的等と誤解を受けるおそれがある場合はお受けできません。

配架・掲示をご希望の場合は、市民活動推進課窓口で「掲示物等受付票」をご記入ください。なお、郵送による送付をご希望の場合は、事前にご相談ください。

FAX、メール等により届けられたものはお受けできません。

### ① 配架・掲示可能数

- ・ チラシ・パンフレット  
10枚まで（ラックに入る量まで）
- ・ ポスター  
1枚まで

### ② 配架・掲示期間

原則として1か月以内の希望する期間またはイベント等終了日までのうち短い方（受付状況により、期間変更の場合あり）

※ 配架・掲示期間を終了したチラシ、パンフレット、ポスターは廃棄します。

## 7 ご利用いただけない方

次の行為をされる方は、ご利用いただけません。

- (1) 大声を出す、携帯電話で話すなど他人の迷惑となるような行為
- (2) 荷物を置いたまま長時間席を離れる行為、場所取り行為、占有行為
- (3) 許可のない寄付金等の募金、商品の陳列や販売、飲食物の販売・提供（販売を目的とした試食等）の行為
- (4) 暴力行為、恫喝行為など、公序良俗に反する行為その他社会的な非難を受ける恐れのある行為
- (5) 危険物を持ち込む行為
- (6) 火気類の使用及び喫煙行為

- (7) 特定の人物を支援する団体、政党、宗教団体等への勧誘等を目的とする行為
- (8) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号) 第2条第2号の暴力団の利益となるような行為
- (9) 武蔵野市庁舎管理規則又はこの手引きその他市長が定める条件に違反する行為
- (10) 前号に掲げるもののほか、市民協働サロンの管理上支障があると認める行為

## 8 市民協働サロンの場所

色付きのところが配架・掲示可能箇所です。

EV		市政資料コーナー		市民活動推進課	
男子トイレ	ポスター	チラシ	市民協働サロン ● ● ●		PC
				コピー機	市民相談係窓口
階段					東・南棟→
給湯室	会議室		多文化共生・交流課	産業振興課	
女子トイレ	市民部打ち合わせスペース				